

改	正	後	改	正	前
<u>(先物外国為替契約等がある外貨建資産・負債の換算)</u>			<u>(取得時換算法—先物外国為替契約がある長期外貨建債権債務の換算)</u>		
<p><u>13の2－2－6 法第61条の8第2項《先物外国為替契約等により円換算額を確定させた外貨建取引の換算》に規定する「資産又は負債の金額」又は令第122条《先物外国為替契約により発生時の外国通貨の円換算額を確定させた外貨建資産・負債の換算》に規定する「外貨建取引に伴って支払い、又は受け取る外国通貨の金額」の円換算額が先物外国為替契約等により確定しているときは、これらの規定に基づき、当該先物外国為替契約等により確定している円換算額をもってこれらの規定に規定する資産又は負債「以下この章において「外貨建資産・負債」という。)の円換算額とするのであるが、当該外貨建資産・負債につき先物外国為替契約等を締結しているかどうかは、原則として個々の外貨建資産・負債ごとに判定することに留意する。ただし、法人が、その取引の決済約定の状況等に応じ、包括的に先物外国為替契約等を締結しているような場合には、当該外貨建資産・負債に係る同項に規定する円換算額は、その予約額の全部又は一部を個々の取引に比例配分するなど合理的に振り当てて算出するものとする。</u></p> <p><u>(注) 法第61条の8第2項の規定は、令第122条の規定に優先して適用されることに留意する。</u></p>			<p><u>13の2－1－9 令第139条の8第1項《先物外国為替契約により円換算額が確定している場合の特例》に規定する長期外貨建債権及び長期外貨建債務(以下「長期外貨建債権債務」という。)の円換算額が先物外国為替契約により確定しているときは、13の2－1－7にかかわらず、当該先物外国為替契約により確定している円換算額をもって当該長期外貨建債権債務の取得時又は発生時の円換算額とするのであるが、当該長期外貨建債権債務につき先物外国為替契約を締結しているかどうかは、原則として個々の長期外貨建債権又は長期外貨建債務ごとに判定することに留意する。ただし、法人が、その取引の約定の状況に応じ、例えば、月別決済見込額について包括的に先物外国為替契約を締結しているような場合には、当該事業年度終了の時において有する長期外貨建債権債務に係る同項に規定する「先物外国為替契約による円換算額」(以下この節において「先物外国為替契約による円換算額」という。)は、当該長期外貨建債権債務を決済月ごとに区分し、その決済月の先物外国為替契約による円換算額とするなど合理的な基準により算定するものとする。</u></p>		
(廃止)			<u>(期末時換算法—先物外国為替契約がある短期外貨建債権債務の換算)</u>		
			<p><u>13の2－1－10 令第139条の8第1項《先物外国為替契約により円換算額が確定している場合の特例》に規定する短期外貨建債権及び短期外貨建債務(以下「短期外貨建債権債務」という。)の円換算額が先物外国為替契約により確定しているときは、13の2－1－8にかかわらず、当該先物外国為替契約により確定している円換算額をもって当該事業年度終了の時の為替相場の円換算額とするのであるが、当該短期外貨建債権債務につき先物外国為替契</u></p>		

(外貨建資産等につき通貨スワップ契約を締結している場合の取扱い)

13の2－2－7 外貨建資産等につき規則第27条の11第1項第1号又は第2号《外貨建資産等の決済時の円換算額を確定させる先物外国為替契約等》のいずれかの要件を満たす同項に規定する「金銭の支払を相互に約する取引に係る契約」(以下13の2－2－7において「通貨スワップ契約」という。)を締結している場合の当該外貨建資産等に係る先物外国為替契約等により確定している円換算額(以下13の2－2－7において「通貨スワップ換算元本額」という。)は、当該通貨スワップ契約により元本の額として授受すべき本邦通貨の額とする。この場合、通貨スワップ契約により授受をする契約上の受取利子又は支払利子の総額は、利息法又は定額法に基づき各事業年度に配分する。ただし、当該受取利子又は支払利子に係るスワップレート(当該受取利子又は支払利子に係る本邦通貨の額を当該利子の外国通貨表示の金額で除して計算した金額をいう。)が、当該法人が当該法人の主たる取引金融機関との間で為替予約をするとした場合のものと同等と認められるときは、当該通貨スワップ契約により授受をする契約上の受取利子又は支払利子の額を上記の配分額に代わる各事業年度の利子相当額とすることができます。

約を締結しているかどうかは、原則として個々の短期外貨債権又は短期外貨建債務ごとに判定することに留意する。ただし、法人が、その取引の約定の状況に応じ、例えば、月別決済見込額について包括的に先物外国為替契約を締結しているような場合には、当該事業年度終了の時において有する短期外貨建債権債務に係る先物外国為替契約による円換算額は、当該短期外貨建債権債務を決済月ごとに区分し、その決済月の先物外国為替契約による円換算額とするなど合理的な基準により算定するものとする。

(外貨建債権債務につき通貨スワップ契約を締結している場合の取扱い)

13の2－1－11 長期外貨建債権債務につき13の2－1－5に定める通貨スワップ取引に係る契約(以下13の2－1－11及び13の2－1－12において「通貨スワップ契約」という。)を締結している場合の当該長期外貨建債権債務に係る先物外国為替契約により確定している円換算額(以下13の2－1－11及び13の2－1－12において「通貨スワップ換算元本額」という。)は、当該通貨スワップ契約により元本の額として授受すべき本邦通貨の額とする。この場合、通貨スワップ契約により授受をする契約上の受取利子又は支払利子の額が平均スワップレート(当該受取利子又は支払利子に係る本邦通貨の額の合計額を当該利子の外国通貨表示の金額の合計額で除して計算した金額をいう。以下13の2－1－11において同じ。)に基づく受取利子又は支払利子の額に満たないときは、その満たない部分に相当する金額を当該受取利子又は支払利子の額に加算し、その授受をする契約上の受取利子又は支払利子の額が平均スワップレートに基づく受取利子又は支払利子の額を超えるときは、その超える部分に相当する金額を当該受取利子又は支払利子の額から減算する。ただし、当該通貨スワップ換算元本額及び受取利子又は支払利子に係るスワップレート(当該受取利子又は支払利子に係る本邦通貨の額を当該利子の外国通貨表示の金額で除して計算した金額をいう。以下13の2－1－12において同じ。)が、当該法人が当該法人の主たる取引金融機関との間で

改	正	後	改	正	前
			<p>為替予約をするとした場合のものと同等と認められるときは、当該通貨スワップ契約により授受をする契約上の受取利子又は支払利子の額を上記の<u>平均スワップレートに基づく受取利子又は支払利子の額</u>に代わる各事業年度の利子相当額とすることができます。先物外国為替契約により円換算額が確定している短期外貨建債権債務につき令第139条の8第5項（先物外国為替契約により円換算額が確定している場合の計算）に規定する方法を選定している場合も同様とする。</p> <p>(注) <u>外貨建資産等</u>につき通貨スワップ契約によって生ずる<u>換算差額相当額</u>（当該<u>外貨建資産等</u>の取得時又は発生時の為替相場による円換算額と通貨スワップ換算元本額との差額をいう。）は、<u>法第61条の10第1項</u>又は<u>第2項</u>（<u>為替予約差額の配分</u>）の規定により各事業年度に配分することに留意する。</p> <p style="text-align: right;">(廃止)</p>	<p>為替予約をするとした場合のものと同等と認められるときは、当該通貨スワップ契約により授受をする契約上の受取利子又は支払利子の額を上記の<u>平均スワップレートに基づく受取利子又は支払利子の額</u>に代わる各事業年度の利子相当額とすることができます。先物外国為替契約により円換算額が確定している短期外貨建債権債務につき令第139条の8第5項（先物外国為替契約により円換算額が確定している場合の計算）に規定する方法を選定している場合も同様とする。</p> <p>(注) <u>外貨建債権債務</u>につき通貨スワップ契約によって生ずる<u>為替換算差額相当額</u>（当該<u>外貨建債権債務</u>の取得時又は発生時の為替相場による円換算額と通貨スワップ換算元本額との差額をいう。<u>以下13の2-1-12において同じ。</u>）は、<u>令第139条の8第3項</u>又は<u>第5項</u>の規定により各事業年度に配分することに留意する。</p> <p><u>(外貨建債権債務につき通貨スワップ契約を締結している場合の特例)</u></p> <p><u>13の2-1-12</u> <u>13の2-1-11</u>により各事業年度の受取利子又は支払利子の額の計算を行う場合において、通貨スワップ換算元本額及び受取利子又は支払利子に係るスワップレートが当該法人が当該法人の主たる取引金融機関との間で為替予約をするとした場合のものと同等と認められないもの（契約時における支払円貨額又は受取円貨額と通貨スワップ換算元本額が同額となっている、いわゆる直先フラット型のものを除く。）については、当該通貨スワップ契約に係る通貨スワップ換算元本額及び各事業年度の受取利子又は支払利子の額につき次の(1)及び(2)に掲げるいずれかの方法により計算した金額によることができるものとする。</p> <p>(1) <u>通貨スワップ換算元本額</u></p> <p>イ 当該外貨建債権債務の元本を通貨スワップ契約時の為替相場により換</p>	

(廃止)

(2以上の先物外国為替契約等を締結している場合の契約締結日の特例)

13の2－2－8 法人が当該事業年度において外貨建資産等につき2以上の先物外国為替契約等を締結した場合において、当該2以上の先物外国為替契約等の締結した日の属する月が異なるときは、当該2以上の先物外国為替契約等のすべてにつき当該事業年度開始の日以後6月（当該事業年度の月数が12月に満たない場合には、6に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した月数）を経過した日において締結したものとして法第61条の10第1項又は第2項《為替予約差額の配分》の規定を適用することができるものと

算した金額

口 当該外貨建債権債務の元本を当該法人が当該法人の主たる取引金融機関との間で為替予約をするとした場合の先物為替相場により換算した金額

(2) 各事業年度の受取利子又は支払利子の額

イ 通貨スワップ換算元本額に対する利回りが一定となるように通貨スワップ利子相当額（当該通貨スワップ契約による受領額又は支払額の総額から通貨スワップ換算元本額を控除した金額をいう。以下13の2－1－12において同じ。）をいわゆる利息法により配分した金額

ロ 通貨スワップ利子相当額を各事業年度に含まれる当該通貨スワップ契約の契約期間により均分に配分した金額

(先物外国為替契約により円換算額が確定している外貨預金)

13の2－1－13 法人の各事業年度終了の時において有する外貨預金のうち、先物外国為替契約を締結したことにより円換算額が確定しているものについては、当該外貨預金を令第139条の8第1項《先物外国為替契約により円換算額が確定している場合の特例》に規定する短期外貨建債権又は長期外貨建債権とみなして、同条の規定を適用する。

(2以上の先物外国為替契約を締結している場合の契約締結日の特例)

13の2－1－14 法人が当該事業年度において長期外貨建債権債務につき2以上の先物外国為替契約を締結した場合において、当該2以上の先物外国為替契約の締結した日の属する月が異なるときは、当該2以上の先物外国為替契約のすべてにつき当該事業年度開始の日以後6月（当該事業年度の月数が12月に満たない場合には、6に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した月数）を経過した日において締結したものとして令第139条の8第3項《先物外国為替契約により円換算額が確定している場合の計算》の規定

改	正	後	改	正	前
<u>する。</u>			<u>を適用することができる。先物外国為替契約により円換算額が確定している短期外貨建債権債務につき令第139条の8第5項に規定する方法を選定している場合も同様とする。</u>		
(注)1 当該月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。 2 令第122条の9第3項《為替予約差額の月数按分の特例》の規定に基づく月数による按分は継続適用を前提として認められているものであるが、本文の適用は、同項の規定の適用を受けている場合に限られないことに留意する。			(注) 当該月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。		
		(廃止)	<u>(為替予約差額の月数按分の特例)</u> 13の2-1-15 令第139条の8第3項《先物外国為替契約により円換算額が確定している場合の計算》に規定する「その締結の日からその支払の日までの期間の月数」及び「当該事業年度の月数（当該事業年度がその締結の日の属する事業年度である場合には、同日から当該事業年度終了の日までの期間の月数）」は、継続適用を条件として「その締結の日からその支払の日までの期間の日数」及び「当該事業年度の日数（当該事業年度がその締結の日の属する事業年度である場合には、同日から当該事業年度終了の日までの期間の日数）」とすることができます。先物外国為替契約により円換算額が確定している短期外貨建債権債務につき令第139条の8第5項に規定する方法を選定している場合も同様とする。 (注) 日数は、暦に従って計算する。		
(期末時換算法— <u>為替差損益の一括表示</u>)			(期末時換算法— <u>換算差額の一括表示</u>)		
13の2-2-9 法人が外貨建資産等につき期末時換算法を選定している場合			13の2-1-16 法人が短期外貨建債権債務につき期末時換算法を選定してい		

の為替差損益を個々の外貨建資産等の額に加算又は減算しないで、いわゆる洗替方式により売掛金、借入金等のそれぞれの項目に一括して加算又は減算している場合であっても、その計算を認めるものとする。この場合、貸倒引当金の計算の基礎となる金銭債権の額は、当該金銭債権の額に対応する為替差損益に相当する金額を加算又は減算して計算することに留意する。

(為替相場の著しい変動があった場合の外貨建資産等の換算)

13の2-2-10 事業年度終了の時において有する個々の外貨建資産等（令第122条の3《外国為替の売買相場が著しく変動した場合の外貨建資産等の期末時換算》に規定する外貨建資産等に限る。以下13の2-2-10において同じ。）につき次の算式により計算した割合がおおむね15%に相当する割合以上となるものがあるときは、当該外貨建資産等については、同条に規定する「外国為替の売買相場が著しく変動した場合」に該当するものとして当該外貨建資産等の額（帳簿価額として付されている金額の外貨表示金額をいう。）につき同条の規定に基づく円換算を行うことができる。

(算式)

当該外貨建資産等の額につき当該事業年度終了日の為替相場により換算した本邦通貨の額

-

当該事業年度終了の日に
おける当該外貨建資産等
の帳簿価額（同日におけ
る同条の規定の適用前の
帳簿価額をいう。）

当該外貨建資産等の額につき当該事業年度終了日の
為替相場により換算した本邦通貨の額

(注)1 算式中の「当該事業年度終了日の為替相場」は、13の2-2-5に定めるところによる。ただし、この場合には、13の2-2-5の(注)1及び2は適用しない。

る場合の換算差額を個々の外貨建債権債務の額に加算又は減算しないで、売掛金、借入金等のそれぞれの項目に一括して加算又は減算した場合には、その翌事業年度において益金又は損金の額に戻し入れることを条件として、その計算を認める。この場合、貸倒引当金の計算の基礎となる金銭債権の額は、当該金銭債権の額に対応する換算差額に相当する金額を加算又は減算して計算することに留意する。

(取得時換算法—為替相場の著しい変動があった場合の外貨建債権債務の換算)

13の2-1-17 法人が外貨建債権債務の換算につき取得時換算法を選定して
いる場合において、当該事業年度終了の時において有する個々の外貨建債権
又は外貨建債務（取得時換算法を選定している外貨建債権又は外貨建債務に
限る。以下13の2-1-17において同じ。）のうちに当該個々の外貨建債権
又は外貨建債務につき次の算式により計算した割合がおおむね15%に相当す
る割合以上となるものがあるときは、当該外貨建債権又は外貨建債務につい
ては、令第139条の3第2項第1号《取得時換算法の特例》に掲げる事実が
あるものとして同項の規定による円換算を行うことができるものとする。

当該外貨建債権又は外貨建債務の額
につき当該事業年度終了日の為替
相場により換算した本邦通貨の額

当該事業年度終了の日に
おける当該外貨建債権又
は外貨建債務の帳簿価額

当該外貨建債権又は外貨建債務の額につき当該事業年
度終了日の為替相場により換算した本邦通貨の額

(注)1 算式中の「当該事業年度終了日の為替相場」は、13の2-1-8に定めるところによる。ただし、この場合には、13の2-1-8の(注)1は適用しない。

改	正	後	改	正	前
2 多数の外貨建資産等を有するため、個々の外貨建資産等ごとに算式による割合の計算を行うことが困難である場合には、外国通貨の種類を同じくする外貨建債権、外貨建債務、外貨建有価証券、外貨預金又は外国通貨のそれぞれの合計額を基礎としてその計算を行うことができるものとする。			2 多数の外貨建債権又は外貨建債務を有するため、個々の外貨建債権又は外貨建債務ごとに算式による割合の計算を行うことが困難である場合には、外国通貨の種類を同じくする外貨建債権又は外貨建債務の合計額を基礎としてその計算を行うことができるものとする。		
3 外国通貨の種類を同じくする外貨建資産等につき上記の算式により計算した割合がおおむね15%に相当する割合以上となるものが2以上ある場合には、その一部についてのみ同条の規定による円換算を行うことはできないことに留意する。			3 外国通貨の種類を同じくする外貨建債権及び外貨建債務につき上記の算式により計算した割合がおおむね15%に相当する割合以上となるものが2以上ある場合には、その一部についてのみ同項の規定による円換算を行うことはできないものとする。		
		(廃止)			
			(為替相場の著しい変動があった場合の長期外貨建債権債務の換算)		
			13の2-1-18 法人が各事業年度終了の時において有する長期外貨建債権債務のうち、先物外国為替契約を締結したことにより円換算額が確定しているものについては、令第139条の3 第2項《取得時換算法の特例》の規定の適用がないことに留意する。		
			(注) 為替相場の著しい変動が生じている長期外貨建債権債務につき先物外国為替契約を締結したことにより令第139条の8 第3項《先物外国為替契約により円換算額が確定している場合の計算》の規定を適用する場合において、当該長期外貨建債権債務の取得時又は発生時の為替相場と先物外国為替契約の締結時の為替相場の変動から生じた為替差損益に相当する金額は同項に規定する差額に含まれることに留意する。		
			(適正な円換算をしていない場合の処理)		
13の2-2-11外貨建資産等.....			13の2-1-19外貨建債権債務.....		